

2 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	カンボジア王国コンポンチャム州カンメア郡の43の公立小学校 ¹ において、学校における子どもに対する暴力削減を目指す。具体的には、啓発活動、学校における子どもの保護システムの構築・強化および政策提言活動を通して、学校での体罰を含む身体的暴力、いじめや暴言などによる精神的虐待などの発生予防と早期発見・対応を行う。本事業により、学校における暴力削減に取り組むことで、子どもたちは、暴力のないより安全でインクルーシブな環境で学べるようになり、長期的には子どもたちの発達や健やかな成長の促進につながることを期待される。
	The project aims to eliminate Violence against Children (VAC) in schools by establishing and streamlining child protection systems in 43 target schools in Kong Meas district, Kampong Cham province. The project will raise awareness, establish and strengthen School-Based Child Protection Systems (SBCPM) and advocate for more resources towards school-based child protection. Children will benefit from a safer and more inclusive environment free from violence through the elimination of VAC in schools, ultimately leading to an improvement in children's development outcomes and well-being.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) カンボジアにおける、学校での子どもの保護に関する課題・背景 カンボジア王国（以下、カンボジア）の人口は1,649万人であり²、そのうち約37%が18歳未満の子どもである³。同国は1992年に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に加入した。近年、子どもに対する暴力撤廃に向けた取り組みに力を入れており、主に教育・青少年・スポーツ省および社会問題・退役軍人・青少年更正省⁴が学校における子どもの保護を管轄する。具体的には、「子どもに対する暴力の予防・対応に関する国家行動計画（National Action Plan to Prevent and Respond to Violence against Children）2017 - 2021」、「子どもの保護システムに関する国家指針（National Policy on Child Protection Systems）2019 - 2029」、「学校における子どもの保護に関する国家行動計画（National Action Plan on Child Protection in Schools 2019 - 2023）」や「学校における子どもの保護指針（Child Protection in Schools Policy）」に沿った取り組みが計画・実施されている。これらには、1) 法律やメカニズムの制定・確立、2) 子どもに対するあらゆる暴力の予防、3) 子どもに対するあらゆる暴力への対応、4) 教育およびコミュニケーション（情報の拡散）、5) 調整・連携・動機付け、6) ジェンダー推進、の6つの戦略が掲げられており、それに沿う形で、関連する法的枠組みの施行、教員研修、国レベルの調整メカニズムの設置などの具体的施策が整理されている。さらに、同国は子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（Global Partnership to End Violence Against Children: GPeVAC）のパスファインディング国⁵でもある。特にセーブ・ザ・チルドレン・カンボジアは、同国において、EViCに関する市民社会組織のフォーカルポイントとして活動しており、学校における子どもの保護に関する指針の具現化に向けて、他支援団体とともに推進してきた。本事業では

¹ カンメア郡には43の公立小学校があり、本事業では、全ての学校を対象とする。

² World Bank, [Population, total - Cambodia | Data \(worldbank.org\)](https://data.worldbank.org/population-total), as of 24 Feb 2021

³ UNICEF, “A Statistical Profile of Child Protection in CAMBODIA”, 2018, p.3.

⁴ Ministry of Education, Youth and Sport (MoEYS)および Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation (MoSVY)

⁵ 自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことをコミットする国のことを指す。

	これまでの主に国家レベルの取り組みを、子どもたちや教員等とともに各学校に浸透させ、発展・深化させる。 上述の通り、同国は子どもの保護に係る計画等の策定を進めてきたが、子どもに対する暴力の課題・リスクはなお存在している。国家レベルで包括的に実施された、子どもに対する暴力に関する最新の調査によれば、調査対象である 18-24 歳の男女のうち、18 歳になるまでに身体的暴力を少なくとも一度経験した人は女性で 52.7%、男性で 54.2%にのぼる⁶。 特に子どもたちにとって安全な場所であるべき学校で暴力が深刻化しており、2019 年に発表された報告書によれば、73%の生徒が学校での暴力を少なくとも 1 回受けたと報告しており、約半数の生徒が自分の学校を「安全でない」または「やや安全でない」と評価している⁷。また、13 歳から 17 歳の女の子の 6%、男の子の 5%が 18 歳までに少なくとも 1 回の性的虐待の経験を報告しており、最初に性的暴力を受けた場所としては学校が最も多い⁸。学校における暴力は子どもの心身に直接影響を与えるだけでなく、継続的な学校での学びも阻害する要因となっており、2014 年に実施された調査では、調査対象者の児童のうち、3 分の 1 が「(暴力の結果) 悲しみや落ち込みを感じる」、15%が「学校に行くのが怖い」、9%が「学習に集中できなくなった」と回答した⁹。さらに、他の生徒からの暴力を受けた後、教員や養育者に相談した子どもは約半数¹⁰、教職員から体罰等の暴力を受けた際に他の教員や校長に報告した子どもは 14%のみで、しかもそのうち何らかの対応が取られたのは半数のみであった¹¹。子どもに対する暴力、特に性差に基づく暴力やいじめは、障害のある子どもの退学の主たる理由にもなっている¹²。教員による体罰の使用が広く受け入れられていること、学校における子どもの保護メカニズムやセーフガーディングの枠組みが機能していないことなどがこれらの要因として挙げられる。 また、子どもに対する暴力の課題にはジェンダーに関する考え方が深くかかわっている。最新の人口保健調査によれば、15-49 歳の女性のうち、30.8%が身体的、性的、精神的、あるいは経済的暴力を夫・パートナーから受けたことがある¹³。その後、国家レベルの調査は実施されていないが、2020 年のジェンダー分析によれば、既婚女性が受けた暴力のうち、身体的暴力の加害者は夫あるいはパートナーが最も多く (56%)、その次に義母・実母 (23%) であり、家庭内暴力に関するジェンダー差が示されているといえる¹⁴。カンボジアでは、女性は家事や子育てを担う者、男性は稼ぎ手として認識される傾向にあり、特に地方部でその傾向が高い。これらのジェンダー観は女性や子どもに対する暴力につながることもあり、上述の「学校
--	--

⁶ Ministry of Women's Affairs (MoWA), UNICEF, US Centre for Disease Control and Prevention, "Cambodia's Violence against Children (VAC) survey 2013", p.20.

⁷ Child Rights Now, "Unlocking Cambodia's future. How child rights are the key to economic growth and development in Cambodia", 2019, p.17

⁸ Child Rights Now, "Unlocking Cambodia's future. How child rights are the key to economic growth and development in Cambodia", 2019, p.17

⁹ PLAN, "Are Schools Safe and Gender Equal Spaces? Findings from a baseline study of school related gender-based violence in five countries in Asia", 2014, p.38.

¹⁰ PLAN, "Are Schools Safe and Gender Equal Spaces? Findings from a baseline study of school related gender-based violence in five countries in Asia", 2014, p.34.

¹¹ PLAN, "Are Schools Safe and Gender Equal Spaces? Findings from a baseline study of school related gender-based violence in five countries in Asia", 2014, p.37.

¹² USAID, "Cambodia Technical Assistance for Coordination and Collaboration in Early Grade Reading" Cambodia Situational Analysis, 2018, p.26.

¹³ National Institute of Statistics, Directorate General for Health, The DHS Program, "Cambodia National Demographic Health Survey 2014", p.268

¹⁴ CARE, "Rapid Gender Analysis during COVID-19" (2020), p.14.

	における子どもの保護に関する国家行動計画」においても、ジェンダー平等の推進は6つの戦略のうちの1つに掲げられている。これらを踏まえれば、学校における子どもに対する暴力削減に取り組むにあたっては、ジェンダー平等推進にも力をいれることで、双方の課題が同時に理解されるようにすることが重要であるといえる。 なお、教育レベルが低いことが貧困削減を妨げる要因となっていることが複数の研究で示されており¹⁵、学校における暴力を削減に取り組む本事業は、教育へのアクセスを促進することで貧困削減に貢献する。さらに、学校における暴力により、たとえ通学を継続したとしても学習に集中できずに学業不振に陥ることがあったり¹⁶、子どもたちが安全な環境で学ぶことができないと、子どもたちの心身に直接影響を与え、人的資本としての成長と将来の労働力への貢献に必要な、重要な学びやスキルの伝達を妨げたりすることも判明している¹⁷。本事業では、子どもの健全な発達・成長を促し、個々人が将来貧困に陥ることを予防するとともに、人的資本の育成に貢献することを通して貧困削減に寄与する。 (イ) 事業対象地における課題・背景 コンポンチャム州は、首都プノンペンの北東に位置し、10の郡から構成される。人口は1,680,694人であり、カンボジアの中でも人口密度の高い州である。また同州は主に農村集落で構成されており、公式な統計では、州全世帯の14.1%が政府当局より貧困家庭と認定¹⁸されているが、貧困の実態はそれ以上と推定されている。さらにコンポンチャム州は、多次元貧困指数(MPI)¹⁹が全国平均よりも高い水準で推移している²⁰。MPI指数が全国値よりも高いということは、同州が、他の地域と比べて、多次元貧困状態に直面している人や世帯の割合だけでなく、貧困状態もより深刻であることを示唆する。特に同州は、乳幼児死亡率が全国平均よりも高く、安全な水と衛生施設へのアクセス、また学校への就学率といった指標も全国平均と比較して低い。例えば、コンポンチャム州の5歳未満児死亡率(出生1,000対)は48で、全国平均の27.6(2018年)よりも高い^{21, 22}。子どもの栄養失調による発育阻害率も高く、州に暮らす子どもたちの約34%が発育阻害に陥っている²³。また、同州は、国内で2番目に高い児童婚率を示しており、女性の28.7%が成人になる前に結婚している²⁴。 同州の、女性や子どもに対する暴力の課題でいうと、最新の人口保健調査によれば、調査対象者の15-49歳の女性のうち15歳以降に身体的暴力を受けた経験があるものは33.2%、人数にして527人にのぼり、これらの数値は他のどの州よりも高
--	---

¹⁵ UNESCO, “Reducing global poverty through universal primary and secondary education, 2017”, p.11

¹⁶ ODI, “The Economic Impact of School Violence”, 2010, p.10

¹⁷ Better Care Network, Child Fund Alliance, Consortium for Street Children, Family for Every Child, ODI, Plan International, Save the Children, Terre des Hommes, World Vision, “Protect my future, The links between child protection and employment and growth”, 2013, p.8

¹⁸ The Government data reports 2016-2018.

¹⁹ MPI とは、貧困を所得だけの次元で把握するのではなく、人が同時に直面する他の要素(健康と栄養の貧しさ、教育と技能の乏しさ、生活の貧しさ、住環境の悪さ、社会的排除、参加の欠如)も貧困に絡んでいることから、2010年に国際開発計画により国際開発報告書において導入された指標である。

²⁰ National MPI is 0.158 while Kampong Cham is 0.18. Source: Andersen, H (2019): Multidimensional Poverty Analysis Cambodia

²¹ The Cambodia Demographic and Health Survey (DHS) 2014.

²² <https://www.who.int/data/gho/data/countries/country-details/GHO/cambodia?countryProfileId=815c8d16-4695-4f6b-8575-5f1521a3b684>

²³ Joint Malnutrition Estimates, DHS 2014.

²⁴ Save the Children estimate based on DHS 2014.

い²⁵。また、地域データベース²⁶によれば、2019年には州内の830世帯で家庭内暴力が発生、130人の子どもが被害にあい、さらに73人の女の子が加害者により怪我をさせられていることが判明している。これらのデータが示す通り、同州は子どもに対する暴力のリスクが高く、また、学校周辺の人口密度が高い地域構成となっていることから、学校を中心に活動をすることで、事業のインパクトを最大化することができることを鑑み、事業対象地として選定した。

学校における子どもの保護に関する課題

上述の通り、学校では生徒間の暴力のほか、教員等による体罰も確認されているが、COVID-19の影響に伴う休校や、学校内の子どもの保護の課題に対する対応力の脆弱化により、事態はより深刻化している。セーブ・ザ・チルドレン・カンボジアが教育・青少年・スポーツ省およびユニセフとともに2020年に実施したCOVID-19教育セクター調査では、休校中に業務を遂行できる能力があったと感じる教員は13%のみであることが判明した²⁷。また、COVID-19がカンボジアの子どもたちに与えた影響について、セーブ・ザ・チルドレン・カンボジアが実施した調査によれば、73%の子どもたちが負の感情が高まったと報告し、子どもたちの心理社会的ウェルビーイングが減少したと答える養育者は78%にのぼった²⁸。これらの教員・子どもたちが抱える不安の増大は、学校における暴力の増大につながる可能性があり、学校における暴力の削減への取り組みを後退させうる。そのため、子どもたちが通学を再開するにあたり、効果的・機能的な学校における子どもの保護メカニズムの構築が必要である。

学校における子どもの保護メカニズムの課題

事業対象地では、各学校に学校運営委員会（School Management Committees）²⁹が設置されており、学校運営に重要な役割を果たす。特に子どもの保護に関しては、すべての子どもたちにとって、学校が安全な場所となるよう、予防のための啓発活動や暴力の報告への対応等の様々な取り組みを行い、学校における子どもに対する暴力を削減する役割を果たすのが理想である。しかし実際には、学校運営委員会のメンバーが子どもの保護に関する知識を持ち合わせておらず、また、子どもの保護の課題が特定・報告された場合の役割分担や対応方法、学校における行動規範等が確立されていないことから、子どもに対する暴力が学校で発生しているとともに、発生した場合に報告がされず、また報告されたとしても、適切な対応がとられていない。これまで各支援団体は、体罰によらない指導法等に関する研修パッケージの開発・教員研修等を実施してきたが、各学校における予防・対応メカニズム構築は不十分な状況である。

また、子どもたちが暴力の被害にあった際に相談したり、支援を受けたりするスペースが各学校にない。そのため、子どもたちは暴力の被害にあっても、プライバシーが確保される形で信頼する人に相談したり、支援を受けたりすることができ

²⁵ National Institute of Statistics, Directorate General for Health, The DHS Program, “Cambodia National Demographic Health Survey 2014”, p.260

²⁶ 州当局により管理されているデータベース。社会福祉支援を受けたケースのみを登録しており、実際の家庭内暴力数はより多いと想定される。

²⁷ Ministry of Education, Youth and Sport, UNICEF, Save the Children, “Cambodia COVID-19 Joint Education Needs Assessment”, March 2021, p.13.

²⁸ Save the Children, “Impact of COVID-19 on child poverty, education, protection, and health”, December 2020, pp.21-22.

²⁹ 各学校運営委員会は約30人から構成され、校長・教員、生徒会メンバー、養育者、地域機関職員の中から、学校職員や地域住民による投票制で選出される。委員長が1人、副委員長が2人（通常1名は校長、1名は地域からの選出者）、その他委員から構成される。毎年投票が行われるが、入れ替わる委員は少数で、複数期務めるのが通例である。

ていない。子どもの保護の課題に対応する人員の能力強化や報告システムの構築といったソフト面の対応だけでなく、プライバシーが確保される相談スペースの設置といったハード面の対応を行うことで、予防・対応メカニズムを強化する必要がある。

地域の子どもの保護メカニズムとの調整機能の欠如

各地域の子どもの保護の課題は、「女性と子どものコミュニケーション委員会 Commune Committees on Women and Children (CCWCs)」や「女性と子どもの相談委員会 Women and Children Consultative Committees (WCCCs)」によって、各コミュニケーションレベルで対応されることとなっている。具体的には、支援が必要な子どもが特定された場合には、地域住民が村長や「女性と子どものコミュニケーション委員会」に付託し、その後、同委員会が、社会福祉局や「女性と子どもの相談委員会」と調整をし、地域のケースワーカーが中心となって社会福祉支援を提供することとなっている。

また、上述の通り、学校内の報告メカニズムが確立されておらず、学校内で特定された暴力については、特段対応がなされていない。よって、地域の子どもの保護メカニズムとの調整・連携もなされていない。学校における子どもの保護メカニズムを確立すると同時に、それを地域の子どもの保護メカニズムと連携させることで、学校内で生じた子どもの保護に関する課題が、必要に応じて地域の子どもの保護メカニズムに付託され、適切な対応が取られるようにする必要がある。

上記の課題やニーズを踏まえ、本事業では、カンボジア政府の学校における子どもに対する暴力の予防・対応に関する指針に沿う形で、各学校における予防・対応体制を確立・機能させるため、学校運営委員会や生徒会と緊密に連携しながら草の根レベルの活動を行う。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、これまでもモンゴルやミャンマーにおいて行政・コミュニティの子どもの保護システムの強化の経験・実績がある。また、日本国内においても、子どもを暴力や虐待から守るための取り組みを支援してきた。これらの活動を通して得た知見・専門性をもとに、本事業を実施する。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

本申請事業は、目標 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」(主にターゲット 16.2)の達成に、直接寄与する。また、ジェンダー平等を推進して、児童婚や性的虐待の課題に対応することにより、目標 5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」(主にターゲット 5.1、5.2)の達成に、間接的に寄与する。

ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災
1:重要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外
栄養	障害者	生物多様性	気候変動(緩和)	気候変動(適応)	砂漠化
0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外

参照 1 :

	https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)9/ADD2/FINAL/en/pdf (43 ページ～) 参照 2 (防災、栄養、障害者は以下を参照。) https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)52/en/pdf (6 ページ～) ●外務省の国別開発協力方針との関連性 日本政府の対カンボジア王国国別開発協力方針の重点分野(中目標)には、「ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現」が掲げられており、本目標には「公務員の能力強化を通じた行政サービスの質の向上」が含まれる。本事業では、学校における子どもに対する暴力削減を目指した啓発活動や教員研修を実施し、体罰等によらない教育を実現することで、教育サービスの質の向上につなげる。また、各校の報告メカニズムを強化し、地域の子どもの保護メカニズムとの連携・調整を強化することは、各校で生じる課題に行政が適切に対応することを可能とし、草の根レベルでガバナンスの強化に資する活動といえる。さらに、学校における子どもに対する暴力の課題に取り組み、子どもたちが安心・安全かつ継続的に学校で学べるようにすることで、持続可能な社会の実現にも貢献する。 ●「T I C A D V I および T I C A D 7 における我が国取組」との関連性 該当なし
(3) 上位目標	カンボジアの小学校において、子どもに対する暴力が削減される。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	コンポンチャム州カンメア郡の 43 の公立小学校において、学校における子どもに対する暴力が削減され、全ての子どもたちにとって、安全でインクルーシブな学習環境が整備される。 子どもに対する暴力やジェンダー平等に関する理解が促進され、学校における子どもに対する暴力の特定・対応方法等に関する学校運営委員会や生徒会の基礎的な能力が強化される。
(5) 活動内容	1. 子ども主体の子どもに対する暴力撤廃に向けた活動支援 子どもたちや保護者、学校関係者に対して、子どもに対する暴力撤廃やジェンダー平等に関する啓発活動を行い、啓発活動に参加した人々が、学校を暴力のない安全な場所にするための活動に主体的に取り組む素地をつくる。 1.1 ベースライン調査および年次調査の実施 1.1.1 ベースライン調査・年次調査の実施 1 年目：本事業の指標について、ベースライン調査を実施する。本調査では、KAP 調査³⁰を用いて質・量の両面から、43 の対象校における子どもに対する暴力の状況、知識や態度、行動を把握する。また、1 年目の終盤に、1 年間の成果を測る調査を行う。 2 年目：本事業の指標について、達成進捗を測定するため、2 年目の終盤に 2 年間の成果を測る調査を行う。 3 年目：本事業の指標について、3 年間の事業の達成度合いを測定するための最終調査を実施する。 1.1.2 州・郡の教育局および学校運営委員会等との会合の実施 1 年目：第一四半期中に、事業目標や目指す成果、活動等を説明し、連携方法を確

³⁰ KAP 調査とは、知識 (Knowledge)、態度 (Attitudes) および行動 (Practices) を測定する調査のことである。子どもに対する暴力に関する行動の実践には、正しい知識を得ること、行動を受け入れる態度をとること、行動を起こすことの 3 つの段階が必要であり、それを本調査で測定する。

認するため、半日の会議を開催する。州・郡の教育局や学校運営委員会、女性と子どものコミュニケーション委員会等の事業に関わる重要なアクター（州教育局職員、郡教育局職員、学校運営委員会メンバー、計 94 人）が一同に会し、連携して活動に取り組む素地を作る。

1.1.3 事業終了時ワークショップの開催

3 年目：事業の学びを共有するワークショップを郡で半日かけて実施する。具体的には、教育・青少年・スポーツ省および社会問題・退役軍人・青少年更正省等の各省の代表者、州および郡の教育関係者、学校運営委員会や生徒会のメンバー、地域住民、支援関係機関に対して、最終調査の結果や事業の学びを包括的に共有する。

1.2 学校行動計画の策定および実施

1.2.1 学校運営委員会による簡易調査の実施支援

1 年目：各学校における子どもに対する暴力の現状を把握するため、各学校の学校運営委員会が簡易調査を行う。簡易調査は、学校運営委員会の子どもの保護担当者が中心となつて行う。同担当者が存在しない場合は、事業開始後に任命する。各学校、計 50 人の生徒を調査対象者として想定。

1.2.2 「子どもにやさしい学校行動計画」の策定および活動開始

1 年目：活動 1.2.1 の簡易調査を踏まえ、学校運営委員会は各学校の生徒会のメンバー（各学校計 15 人ずつ）とともに、「子どもにやさしい学校行動計画」の策定を行う。本計画には、学校における子どもに対する暴力の予防・対応を強化するために、各学校で実施すべき行動を盛り込む。本計画の策定は学校運営委員会の月次会合にて行い、生徒会への説明を経て、本計画に基づく活動を開始する。1 年目は、定期的に啓発活動を実施することで、学校における暴力やジェンダー平等に関する子どもたちや教員の理解を深め、また、各学校に子どもの保護担当者がいるか、クラスの代表者に男女数に偏りがいないかといった基本的な事項の確認も行う。

1.2.3 「子どもにやさしい学校行動計画」に沿った活動実施

1 年目：活動 1.2.2 で学校運営委員会が生徒会とともに策定した「子どもにやさしい学校行動計画」に沿って、活動を実施する。本行動計画の実施主体となるのは、生徒会のメンバーである（各学校計 25 人ずつ）。生徒会のメンバーは、同計画に沿ってより詳細な活動タイムラインを策定し、それに沿って活動する。生徒会のメンバーは、週次生徒集会における呼びかけ、演劇、ダンス、アウトリーチ活動、ラジオ放送、写真掲示などを通して、学校における子どもに対する暴力およびジェンダー平等に関するメッセージを伝える。

2 年目：1 年目の実践を踏まえ、子どもに対する暴力やジェンダー平等について、効果的に伝える方法を検討・改善し、月次で啓発活動を実施する。

3 年目：2 年目の実践を踏まえ、活動方法等を改善し、月次での啓発活動を継続する。意識変容を促すには、定期的かつ長期的に啓発活動を実施することが必要であることから、1-3 年次にかけて継続的に行う（1 年次は計 5 回を想定）。

1.2.4 「子どもにやさしい学校行動計画」のフォローアップ会合および活動支援

1 年目：行動計画の実施状況を確認するためのフォローアップ会合を、四半期に 1 度開催する。本会合は各学校において開催し、生徒会のメンバー、学校職員、学校運営委員会、その他生徒（計 25 人）が参加し、行動計画の実施状況、改善への提案、計画へ追加するアクションの確認等を行う。1 年次は計 4 回の開催を計画。

2 年目：フォローアップ会合を四半期に 1 度開催する。効果的な活動実施を担保するためには、1 年次から継続して行動計画の実施状況を定期的に確認・改善することが必要である。また、「子どもにやさしい学校行動計画」の実施にあたり、必要な物品および能力強化支援を 20 校に提供する。セーブ・ザ・チルドレンの職員が、子どもの保護に関する既存の予算や簡易調査の結果、各学校のニーズ、子どもに対する暴力の現状、既存の子どもの保護メカニズムの機能具合、計画されている行動の分析等を通して、提供対象校を選定する。

3 年目：フォローアップ会合を四半期に 1 度開催する。活動 1. 2. 3 に記載の通り、意識変容を促すには、長期的な取り組みが必要であり、啓発活動を継続するのと並行して、フォローアップ会合も行う。また、2 年目に引き続き「子どもにやさしい学校行動計画」の実施にあたり、必要な物品および能力強化支援を 20 校に提供する。上述の基準に基づき、2 年次に対象とならなかった学校を中心に支援する。

1.3 学校における子どもの暴力およびジェンダー平等に関する啓発活動の実施

1.3.1 視覚教材の開発および活用

1 年目：子どもに対する暴力およびジェンダー平等に関する様々な種類の視覚教材を開発し、啓発活動等で活用する。具体的には、子どもの保護担当者、教員、学校運営委員ら、各学校で計 25 人が参加するワークショップを通して、ポスターや塗り絵など、各学校で配布・活用できるものを作成する。生徒はこれらを通して、定期的に子どもに対する暴力の報告方法等に関する情報に接することができるようになる。

1.3.2 国際デーにおけるイベントの開催

1 年目：世界こどもの日、国際ガールズデー、国際女性の日などの機会に、子どもの権利やジェンダー平等の推進のためのイベントを、学校クラスター単位で開催する。COVID-19 の感染拡大が生じた場合には、オンラインでの実施を検討する。イベント参加者は教職員や生徒、計 500 人を想定。

2 年目：1 年目同様、国際デーにイベントを開催する。1 年目の実施経験を踏まえ、子どもたちや地域住民が子どもの権利等に関する意識を高められるよう、イベント内容を改善することで効果を高める。

3 年目：1・2 年目同様、国際デーにイベントを開催する。子どもの権利やジェンダー平等に関する文化を醸成するためには、単発ではなく継続的な取り組みが不可欠であるため、毎年実施する。

1.3.3 ソーシャルメディアキャンペーンの企画・実施

1 年目：学校における子どもに対する暴力を撤廃するため、「子どもに対する暴力をやめよう #StopVAC」と題するソーシャルメディアキャンペーンを実施する。本キャンペーンは、主に教員や保護者を対象に行い、カンボジアで広く使われている Facebook などの SNS を活用して実施する。子どもに対する暴力をテーマにした動画を生徒自身が作成し、その内容や質を競う大会も行い、キャンペーンを盛り上げる。動画作成に関しては、セーブ・ザ・チルドレンの広報チーム（3 人）が、子ども（75 人）や教職員（8 人）に対して、1 日の動画作成ワークショップを行う。

2 年目：1 年目に続き、生徒による動画作成を行い、キャンペーンに取り入れる。1 年目の実施経験を踏まえ、動画の作成方法や広報方法等を改善し、より多くの人々にキャンペーンが広まるようにする。

3 年目：1-2 年目に続き生徒による動画作成を行い、キャンペーンに取り入れる。

3 年間の集大成として、キャンペーンを通して事業対象地の人々の子どもに対する

暴力に関する認知・理解が深まるようにする。

1.3.4 子どもに対する暴力撤廃をテーマとした壁画の制作

2年目：絵画大会を行い、生徒が子どもに対する暴力やジェンダー平等を推進し、学校を安全な環境にするためのメッセージ等を盛り込んだ壁画作成に取り組む。壁画のスケッチを鉛筆と紙を使って生徒が行い、学校運営委員会が中心となって大会で選ばれた壁画を各学校の壁に描く。

3年目：2年目に続き、壁画大会を行い、選ばれた絵を学校の壁に描く。2年目とは別の壁に描くことで各学校の壁二面に壁画が描かれるようにする。絵画大会を通して子どもに対する暴力やジェンダー平等に関する理解を深めるとともに、壁画を描くことで、生徒・教員だけでなく地域の人々にも学校における子どもの保護に関する取り組みを伝え、理解を促す。

2. 学校における子どもに対する暴力に関する報告メカニズムの確立・強化

2.1. 子どもに対する暴力およびジェンダー平等に関する研修の開発・実施

2.1.1 学校運営委員会向けの研修パッケージの開発

1年目：学校運営委員会のメンバー向けの研修教材を、コンサルタント（1人）とともに開発する。研修内容としては、子どもに対する暴力の特定・報告方法、体罰等によらない教授法、教室・授業運営、カウンセリングスキル、ジェンダー平等、精神保健・心理社会的支援等が含まれる。これらはこれまでセーブ・ザ・チルドレンが実施してきた教育および子どもの保護に関する研修パッケージを統合・精査する形で組み立てる。本研修パッケージは学校運営委員会のメンバーが受講後、さらに教員に対して研修が実施されることを想定して作成する。

2.1.2 学校運営委員会に対する研修の実施

1年目：開発した研修パッケージに沿って、学校運営委員会に対する研修を実施する。研修講師はセーブ・ザ・チルドレンの子どもの保護担当職員が務め、適宜コンサルタントが補佐する。研修は郡レベルで実施する。各学校から10人の学校運営委員会メンバーが参加する。研修は約3日間を予定している。研修では、教員研修を実施する手法や、教員が研修で学んだことをどのように実践しているかを、チェックリストを活用してモニタリングする方法についても取り扱う。また、研修実施後に、学校運営委員会の子どもの保護担当者は教員研修の実施計画を策定し、学校の管理職と合意する。さらに、セーブ・ザ・チルドレン職員と学校運営委員の間で会合を開催し、モニタリング計画について合意する。これにより、子どもの保護担当者が中心になって教員に対する研修が行われ、その後、学校運営委員会が中心となって、教員が研修で学んだことを実践しているかを定期的に確認する体制を確立する。

COVID-19の感染が拡大した場合には、オンラインでの実施を検討する。この場合は、オンライン会議ツールを用いる。セーブ・ザ・チルドレンの職員がオンライン会議ツールへの使用方法説明書を作成するとともに、個別サポートを行い、全員がアクセスできるようにする。各学校にはパソコンがあるため、各家庭でオンラインツールにアクセスできない参加者は少人数で学校に集まって参加する。

2年目：学校運営委員会、特に子どもの保護担当者が特に苦手とする分野について、再研修を実施する。研修日程や方法は1年目と同様である。また、学校運営委員会に対する研修後は、1年目と同様、学校運営委員会による教員への研修、およびモニタリングを実施する。

3年目：各学校で特定される子どもに対する暴力の形態や報告状況等を踏まえ、よ

り強化が必要な内容について、研修を実施する。研修日程や方法は1-2年目と同様である。また、学校運営委員会に対する研修後は、1年目と同様、学校運営委員会による教員への研修、およびモニタリングを実施する。3年間かけて、実施することで、学校運営委員会が主体となって教員の能力強化が行われる体制を確立する。

現地の世帯収入のレベルでは、文房具を購入するのも困難であるため、また、近隣にすぐに購入できる店舗も存在しないことから、効率よく参加者に研修内容を学習してもらうため、事業での購入を行う。

また、研修は通常、午前から午後にかけて行うため、参加者の拘束時間が半日以上となる。また、遠方からの参加者も多数おり、そうした参加者にとっては終日となる場合も多い。さらに、研修等を実施する会場周辺では、飲食をできる店舗が非常に限られ、参加者が会場の外にある飲食店に行く場合、往復の移動に時間を要し研修の継続に支障が生じる。係る状況を受け、当会で事前に飲食店に発注し、会場で食事を済ませられるようにすることで、研修の効率性を高める。活動2で予定されている各会合における参加者への文具、軽食、交通費においても、同様の理由にて支給・手配する。

2.1.3 生徒会向けの研修パッケージの開発

1年目：生徒会のメンバー向けの研修教材を、コンサルタント（1人）と共に開発する。研修内容は子どもに対する暴力の削減、暴力の特定方法や報告方法、ジェンダー平等により焦点をあてたものとする。小学生が理解しやすく、学びを最大化できる構成にするため、外部コンサルタントとともに開発する。

2.1.4 生徒会に対する研修の実施

1年目：開発した研修パッケージに沿って、生徒会に対する研修を実施する。研修講師（2人）はセーブ・ザ・チルドレンの子どもの保護担当職員が務め、適宜コンサルタントが補佐する。研修は郡レベルで実施する。各学校から8人の生徒会メンバーが参加する。生徒会は4-6年生から主に構成されるが、研修参加者は4年生の割合を多くすることで、継続性を担保し、また、次年度以降の新しい生徒会メンバーに知見を伝えられるようにする。生徒の授業時間を踏まえ、研修は半日を予定している。COVID-19の感染が拡大した場合には、活動2.1.2と同様、オンラインでの実施を検討する。

2年目：生徒会のメンバーが特に苦手とする分野について、再研修を実施する。研修日程や方法は1年目と同様である。

3年目：各学校で特定される子どもに対する暴力の形態や報告状況等を踏まえ、より強化が必要な内容について、研修を実施する。研修日程や方法は1-2年目と同様である。

2.1.5 学校内における研修実施

1年目：各クラスや学習クラブにおいて、生徒会のメンバーが、子どもに対する暴力やジェンダー平等に関する研修内容を、他生徒（各校25人ずつ）に展開する。これらの研修は、1年に2回実施し、子どもに対する暴力やその特定・報告方法等に対する理解を、各生徒が徐々に深められるようにする。研修内では、各生徒が研修で学んだことを踏まえ、個々人が実践すべきアクションプランの策定を行う。

2年目：生徒会のメンバーに対する再研修を踏まえ、各学校で強化すべき点について、繰り返し研修を実施し、理解を深められるようにする。

3年目：知識を定着させるため、再研修を実施するとともに、研修内で策定する個別の行動計画について、生徒会のメンバーが中心となってフォローアップを行い、

事業終了後も研修で学んだ事項が実践されるようにする

2.2 学校セーフガーディング行動規範の策定・普及

1 年目：教員と生徒が学校セーフガーディング行動規範を策定し、教員・生徒間に、授業時間等を活用して拡散する。既存の行動規範がある場合には、子どもに対する暴力撤廃やジェンダー平等の観点を更に盛り込むよう支援し、また行動規範が存在しない場合には、素案の作成から支援する。本規範は、ワークショップ（各学校にて最低1回、計30人の生徒及び教職員を対象に実施。必要に応じて複数回実施）を経て最終化する。行動規範は、各学校において、教員や生徒が学校における子どもに対する暴力、例えばいじめや体罰等を削減する方法について、決まりを設定するものである。例えば、学校で暴力を目撃した場合には、生徒会メンバーや教員、学校運営委員に報告すること、といった項目を掲げることが想定される。また、行動規範が尊重・徹底されるよう、学校関係者間で役割や責任についても合意する。

2 年目：策定した行動規範に関する視覚教材（ポスター、パンフレット、オンライン投稿等）を作成し、校内に掲示するとともに、ソーシャルメディアに投稿する。

2.3 学校における子どもの保護メカニズムの確立

2.3.1 カウンセリングツールキットの作成・活用促進

1 年目：主に学校運営委員会の子どもの保護担当者が活用できるよう、ツールキットを作成する。本ツールキットには、担当者が基礎的なカウンセリングサービスを提供するための物品や参考資料を入れる。基礎的なカウンセリングサービスとは、報告メカニズムに関する情報、生徒間で助け合ったり、効果的にコミュニケーションをとったりする方法、暴力を特定する方法や具体例、適切なサービスへの付託方法などを伝えることが主であり、資格をもつ心理士が提供するものとは異なり、子どもの保護担当者でも十分に実施できるものである。キットの中身は、社会福祉サービスに関するパンフレット、警察や救急等の緊急番号シール、生徒用のセラピーキット、子どもに対する暴力に関する視覚教材等である。本ツールキットの使い方等については、ワークショップを通して子どもの保護担当者、教員、学校運営委員等（各校計25人）に伝える。

2-3 年目：1 年目に引き続き、ワークショップを通して本ツールキットの使い方を伝え、活用を促進するとともに、使用にあたっての課題・解決策等を議論し、効果的に使用されるようにする。

2.3.2 子どもの保護担当者への助言・活動支援の提供

2 年目：学校運営委員会の子どもの保護担当者が、学校における子どもに対する暴力を特定し、また生徒を適切な支援につなげるようにするため、セーブ・ザ・チルドレンの職員が定期的に個別会合や電話、日々の対話等を通して助言および活動支援を行う。

3 年目：2 年目に引き続き、セーブ・ザ・チルドレンの職員が子どもの保護担当者に対して助言・活動支援を行う。継続的に業務を支援することで、業務を通して子どもの保護担当者の能力を強化するとともに、生徒に対して適切な支援が提供されるようにする。

2.3.3 学校における報告メカニズムの確立

2 年目：各学校に子どもに対する暴力に関する報告メカニズムを確立する。本メカニズムの設置にあたっては、関係アクターの明確な役割と責任を規定し、子どもの保護担当者や、学校運営委員会のメンバー、校長、教員、生徒会のメンバー等への報告経路を定める。特に子どもの保護担当者は、地域の社会福祉サービスへの付託

について、明確な役割を担うようにする。

3 年目：報告メカニズムが機能しているかのフォローアップを行う。フォローアップは、州・郡の教育局の職員やセーブ・ザ・チルドレンの職員による学校訪問や学校運営委員会の月次会合を通して行う。学校訪問時には、学校運営委員会のメンバーや教員、生徒が報告メカニズムの使用方法や各アクターの役割について理解をしているかを確認する聞き取り調査を行う。また、報告メカニズムの活用状況を把握するため、報告件数を定期的に分析する。

2.4 学校内への相談スペースの設置

2.4.1 子どもにやさしい相談スペースの設置

1 年目：対象校において、使われていない部屋や、修繕・改築をすることで子どもにやさしい相談スペースとして使用可能な場所を調査・特定する。本スペースでは、生徒がそれぞれ抱える課題について、学校運営委員会の子どもの保護担当者等に、プライバシーが保たれる形で相談することができる。スペースの設置・利用目的は、学校における子どもの保護を中心としつつ、全ての子どもたちが安心して活用でき、かつ子どもたちの心身の健康増進のため幅広く利用されるモデルスペースとなるように、生徒や学校運営委員会と協議をしながら、本スペースの機能や使用方法の詳細を決定する。本事業では、学校クラスターごとに1校、計5校を設置対象とする。

2-3 年目：1 年目で特定された場所の修繕・改築を行い、子どもにやさしい相談スペースを設置する。必要な資材をセーブ・ザ・チルドレンが調達し、ドアや窓、天井・壁・床の修繕、塗装、プライバシースペースの確保のための仕切りの設置などを行う。小規模かつ簡易的な作業の場合は、エンジニアの監督の下、学校運営委員や地域ボランティア等が実施する。より大規模の改築が必要な場合には、業者と契約して実施する。同スペース内には、カウンセラーと子どもたちが使用する椅子や、道具・書籍を保管するためのロッカー・本棚を設置し、また、子どもたちが活用しやすいスペースとなるよう、壁の装飾等を子どもたちと一緒に実施する。

また、本スペースの設置・活用状況を踏まえ、相談スペースの設置・活用のためのマニュアルを作成する。本マニュアルには、スペースの設置・使用にあたり参照できるガイダンスや好事例を掲載する。本マニュアルを本事業で設置対象でない学校に配布し、設置対象校を参考に各学校が同様のスペースを設置できるようにする。

2.4.2 相談スペース以外の支援先に関する情報提供

1 年目：安全で誰でも利用可能な相談サービスを提供するため、相談スペース以外の既存の支援先、例えば、子どもヘルプラインやカウンセリングアプリについて、情報提供を行う。これらの情報が書かれた掲示板を相談スペース等に設置することで、子どもたちに複数の支援先を提示し、子どもたちは自分に最適な相談先を選ぶことが可能となる。例えば、ホットラインを通じて匿名で相談したい子どもや、オンラインアプリによる相談の方が相談しやすいと感じる子どももおり、相談スペースの設置と並行して情報提供を進めることで、支援から排除される子どもがいないようにする。また、これらの情報について掲示するだけでなく、啓発セッションを開催し、子どもたちが情報を適切に活用できるようにする。啓発セッションの参加者に関しては、各学校の学校運営委員会や生徒会のメンバーなど、計10人までの参加を想定。

2-3 年目：1 年目から継続して啓発セッションを開催する。前年度に参加していない子どもたちを中心に参加を促すことで、より多くの子どもたちが支援先情報を

活用できるようにする。

3. 学校・地域の子どもの保護メカニズムの連携強化および政策提言

3.1 学校と地域の子どもの保護メカニズムの連携強化

3.1.1 学校における苦情フィードバックメカニズムの確立

1 年目：学校における子どもの保護メカニズムとして、報告制度や行動規範等を確立すると同時に、学校における苦情フィードバックメカニズムを確立する。具体的な方法は、ワークショップを通して各学校に合った方法を学校運営委員会や生徒会（各学校の生徒及び教職員計 15 人）とともに検討するが、例えば、意見箱の設置、生徒・教員との会合の実施等を想定している。本メカニズムを通して、報告メカニズムの運用方法等に関する苦情や要望、提案を報告することができる。教員は各教室に意見箱が設置されていることを確認する役割を果たす等、メカニズムの設置過程で、生徒、教員、学校運営委員会のメンバーの役割と責任を明確化する。また、すべての情報を秘匿し、匿名の投稿も可能にする等の対策をとることで、子どもの安全を確保する。本メカニズムを通して、生徒が学校における子どもの保護メカニズムの構築に意見を反映させることができ、事業が子どもの視点を取り入れ、子どもに寄り添ったものとなるようにする。

2 年目：苦情フィードバックメカニズムが継続的に機能するよう、報告数等のモニタリングを行うとともに、役割や責任が果たされているか、本メカニズムについての情報がしっかりと生徒に伝わっているか等について、定期的に確認する。

3 年目：2 年目に引き続き、苦情フィードバックメカニズムのモニタリングを行う。同メカニズムが定着することで、報告数が増加したり、報告内容が多様化したりすることが想定されるため、それらを定期的に分析して活動内容に反映するとともに、活用状況について確認することで、同メカニズムが常時機能していることを担保する。

3.1.2 学校・地域の子どもの保護メカニズムの調整ガイドラインの確立

1 年目：既存の地域の子どもの保護メカニズムと本事業で設立する学校における子どもの保護メカニズムの連携・調整がスムーズになるよう、各学校にてワークショップを通して調整ガイドラインを確立する。本ガイドラインでは、対応手順や役割と責任、支援付託経路等を規定する。ワークショップ参加者は、地域子どもの保護メカニズム関係者（地域の社会福祉職員や「女性と子どものコミュニケーション委員、女性と子どもの相談委員等）および学校関係者（各地域・学校で計 15 人ずつ）を想定。

2 年目：ガイドラインに沿って適切な調整がなされているか、学校運営委員会の会合を通して定期的にフォローアップする。会合では、調整が機能している点や課題を議論するとともに、それを踏まえ、支援付託経路の更新やガイドラインの改訂の可否の検討を行う。

3 年目：2 年目に引き続き、調整状況のフォローアップ、ガイドラインの見直し等を実施する。各年の取り組みを通して学びや教訓を抽出し、それらをガイドラインに確実に反映することで、学校内で報告されたケースが確実に適切な支援につながれるようにする。

3.2 子どもに対する暴力撤廃に関するリソース確保のための政策提言

3.2.1 州・郡の教育局等に対する、子どもに対する暴力撤廃・ジェンダー平等に関するリソース確保のための支援

1 年目：コミュニケーションや州・郡の教育局が、学校における子どもに対する暴力への予

	防・対応に十分なリソースを確保するよう、セーブ・ザ・チルドレンの職員と州・郡の教育局の間で会合を開催し提言を行うとともに、これらの局が関係機関から必要な予算等を確保できるよう、支援を行う。 2 年目：子どもに対する暴力撤廃やジェンダー平等にかかる予算確保の重要性に理解を得るには、長期的な取り組みが必要になると想定される。そのため、1 年目に続き、政策提言活動に取り組む。 3 年目：予算策定は 1 年ごとに実施されることから、1 年目・2 年目の学びを踏まえた集大成として 3 年目も政策提言活動を行う。1 年目からの継続的な政策提言活動を通し、3 年目には、学校およびコミュニティの予算の中で、子どもの保護関連予算の増額が達成されることを目標とする。 3.2.2 生徒会による政策提言活動への支援 1 年目：学校における子どもの保護メカニズム確立やジェンダー平等推進に関連する予算を確保・増額するための政策提言活動を、生徒会のメンバーが実施するにあたり、その支援を行う。セーブ・ザ・チルドレンの職員が生徒会メンバーに対して、政策提言方法に関する助言を行う会合を開催する（各学校で計 15 人が参加）。 2 年目：子どもに対する暴力撤廃やジェンダー平等にかかる予算確保の重要性に理解を得るには、長期的な取り組みが必要になると想定される。そのため、活動 3.1.2 と同様、1 年目に続き、生徒会の政策提言活動の支援を行う。 3 年目：活動 3.1.2 と同様、3 年目も政策提言活動を行う。また、3 年間の継続した取り組みを行うことで、生徒自身による政策提言活動を定着・活性化させ、事業終了後も同活動が継続されるようにする。活動 2.1.4 で記載の通り、生徒会は 4-6 年生から主に構成され、毎年、在学中の生徒が新しいメンバーに知見を共有し、活動をリードすることで、持続性を担保する。 直接ひ益者数（3 年間）：13,044 人（男性 6,835 人、女性 6,209 人）。このうち、生徒 12,600 人（男性 6,650 人、女性 5,950 人）、教育関係職員 444 人（男性 185 人、女性 259 人）。間接ひ益者数³¹（3 年間）：郡全体の人口 99,431 人（男性 48,128 人、女性 51,303 人）なお、直接ひ益者、間接益者ともに、1 年間目に想定されるひ益者数も上記に同じ。
（6）期待される成果と成果を測る指標	プロジェクト目標に係る、今期（1 年次）および 3 年間の事業を通して期待される成果は下記の通り。 成果 1：子ども主体の活動により、子どもに対する暴力やジェンダー平等に関する理解が促進される。 指標 1：学校の管理職、養育者、子どもたちのうち、学校における子どもに対する暴力を予防する最低 3 つの行動を説明することができる割合（目標値：25% [1 年次]、75% [3 年次]）[確認方法：聞き取り調査] （補足：学校における子どもに対する暴力を予防する行動は、大人については 7 つ程度、子どもについては 5 つ程度の中から最低 3 つについて説明できる割合を

³¹ 本事業では郡内の全ての小学校を対象にする。地域向けのイベントやキャンペーン等を実施するとともに、学校と地域の子どもの保護メカニズムの連携も強化する。児童が暴力から守られることでその家族にも間接的に裨益し、また、事業実施期間中には小学校に通学する児童がいない地域の住民も、将来的に、安全な学校に子どもたちを通学させることができるようになり、さらにはイベントやキャンペーンを通して、地域住民の子どもに対する暴力に関する意識・行動が変容することが期待されることから、郡全体を間接ひ益人口として設定している。

	確認する) 指標 2: 学校の管理職、養育者、子どもたちのうち、ジェンダー平等に関する最低 3 つの行動を説明することができる割合 (目標値: 25% [1 年次]、75% [3 年次]) [確認方法: 聞き取り調査] (補足: ジェンダー平等に関する行動は、5 つ程度の中から最低 3 つについて説明できる割合を確認する) 指標 3: 子どもを養育するにあたり、体罰は必要であるとする養育者、学校運営委員、地域で子どもの保護に関わる担当者の割合 (目標値: ベースライン値から 5% の減少 [1 年次]、15% の減少 [3 年次]) [確認方法: 聞き取り調査] 成果 2: 学校運営委員会や生徒会の基礎的な能力が強化され、支援を必要とする子どもたちへの対応が開始される。 指標 1: 過去 30 日間のうち、学校で過ごすことが安全でないと感じたために、1 日以上学校を欠席したと回答する男女の割合 (目標値: ベースライン値から 5% の減少 [1 年次]、15% の減少 [3 年次]) [確認方法: 聞き取り調査、出欠簿の確認] 指標 2: 学年中に学校における暴力の報告方法について、習ったことのある男女の割合 (目標値: 25% [1 年次]、80% [3 年次]) [確認方法: 聞き取り調査] 指標 3: 子どもの保護の課題に直面した際に、学校報告メカニズムを通してケースを報告した男女の割合 (目標値: ベースライン値から 5% の増加 [1 年次]、15% の増加 [3 年次]) [確認方法: 報告記録の確認、聞き取り調査] 成果 3: 子どもの保護に関する政策提言が開始され、学校・地域の子どもの保護メカニズムの調整ガイドラインが作成される。 指標 1: 学校における子どもの保護メカニズムに関係するステークホルダーのうち、地域の子どもの保護メカニズムとの調整・連携が改善したと答えた割合 (目標値: 10% [1 年次]、30% [3 年次]) [確認方法: 聞き取り調査] 指標 2: 学校における子どもの保護メカニズムに対する予算を確保・増額することができた学校の数 (目標値: 10 校 [1 年次]、30 校 [3 年次]) [確認方法: コミュニティおよび学校の予算のレビュー]
(7) 持続発展性	本事業終了後の 3~4 年後、対象校において、子どもに対する暴力が減少していることが期待される。関係省庁等からの情報収集を通して、学校における暴力の発生・対応状況を確認する。 各活動に係る持続発展性は以下のとおり。 <u>子どもたちや地域住民との連携および行動計画に基づく啓発活動:</u> 本事業で実施する啓発活動は、学校や地域住民、生徒等と協力して行うほか、学校運営委員会・生徒会が中心となって行動計画の策定を行う等、中・長期的な視点で活動を行うものである。また、3 年間継続的に啓発活動を行うことで意識変容を図る。事業終了後も行動計画に基づき、子どもに対する暴力に関する啓発活動が継続されることが期待される。 <u>学校における報告メカニズムの確立:</u>

	学校運営委員会や生徒会等の既存の枠組みを活用した能力強化を行い、さらに子どもに対する暴力にかかる報告メカニズムを確立する。能力強化にあたっては研修を受けた学校運営委員会や生徒会のメンバーが教師や他生徒の能力強化を行う体制を整備するとともに、新任の委員に対して知見を共有することで、研修の効果が持続的に発揮されるようにする。事業終了後も学校運営委員会や生徒会が中心となって報告メカニズムが運用され、学校における子どもに対する暴力への予防・対応が行われることが期待される。 <u>学校・地域の子どもの保護関連予算増額にかかる政策提言：</u> 学校および地域が子どもの保護関連の取り組みを継続できるよう、子どもの保護関連予算増額に向けた政策提言を実施する。これにより事業終了後も、学校における子どもの保護メカニズムへの取り組みや学校行動計画に基づく啓発活動等が継続されることが期待される。
--	---